

南三陸町病院院外薬局整備事業プロポーザル実施要領

1 趣旨

南三陸町では、南三陸町病院新設に伴い、外来患者の利便性等を考慮し、貸付期間10年間の事業用地定期借地方式により保険調剤薬局を開設する事業者を募集するものです。

2 事業の概要

(1) 事業名：南三陸町病院院外薬局整備事業

(2) 事業内容：保険調剤薬局の開設、管理、運営等

(3) 事業場所（貸付対象地）

① 所在地：南三陸町志津川字沼田地内

② 地目：宅地

③ 面積：302.81㎡

④ 土地所有者：南三陸町

(4) 募集する保険調剤薬局の数

保険調剤薬局1店舗とします。

(5) 貸付条件

① 保険調剤薬局開局の時期

薬局は（仮称）町立南三陸病院開設（平成27年12月予定）に合わせて開局するものとします。

② 土地の状況

貸付地は、造成完了（更地）の状態です。

③ 貸付期間

貸付期間は、20年間とします。

④ 土地貸付料

ア 土地貸付料は、年間456,000円とします。ただし、経済事情等の変化に伴い、協議の上変更することができるものとします。

イ 土地貸付料の支払いは、土地を貸付けた時点から行うものとし、毎年度、南三陸町が発行する納入通知書により支払うものとします。なお、貸付期間が1年に満たない場合は、月割計算とし、1月未満の日数があるときは、その日数は1月として計算します。

⑤ 構築物（建物及び付属施設等）建設

南三陸町と協議を行うとともに貸付敷地内に適正配置の上建設すること。なお、建設に伴う費用及び公共料金等は借用する事業者が支払うものとします。

⑥ 貸付期間完了後の措置

貸付地は、貸付期間完了後は原則として更地にしたうえで、南三陸町に返還していただきますが、協議上のうえ貸付期間を延長することもあります。

3 プロポーザル等の日程

(1) 公告・実施要領等配布 平成26年11月25日（火）
（公募開始） 南三陸ホームページへの掲載による。

① 参加表明書の受付期限 平成26年12月10日（水）
午後4時30分まで

② 質問書受付期限 平成26年12月 4日（木）
午後4時30分まで

③ 質問書の回答 平成26年12月 8日（月）
午後4時30分まで

④ 提案書の提出期限 平成26年12月18日（木）
午後4時30分まで

(2) 提案説明会実施 平成27年1月中旬
（プレゼンテーション）

(3) 選考結果通知 平成27年1月下旬を予定

(4) 契約締結 平成27年1月下旬を予定

4 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、公告日現在において次の要件のすべてを満たすこととします。

- (1) 南三陸町競争入札参加者に必要な資格に関する規則(平成17年10月1日規則第41号)及び南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年10月1日訓令第37号)に基づく指名停止中の企業及びこれに準ずる企業でないこと。また、南三陸町暴力団等排除措置要綱(平成20年10月31日訓令第32号)第3条に該当する企業でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないもの。
- (3) 次の各号に該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出したもの。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により、更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの広告日において、いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 宮城県内に本店が所在し、南三陸町において保険調剤薬局を開設している実績を有し、又は過去5年以内に南三陸町において保険調剤薬局を開設していた実績を有し、必要な有資格者を配置できる者であり、事業内容及び目的に従い適切に遂行できること。

※参加資格要件確認期間は、南三陸町が参加表明書を受理した日から、提案事業者と賃貸借契約を締結する日までとする。

5 参加申込

本事業のプロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記のとおり様式第1号「参加表明書」を提出してください。なお、期限までに提出がない場合は参加の意思が無いものとします。

① 提出書類

様式第1号「参加表明書」

② 提出部数

1部

③ 提出期限

平成26年12月10日(水)午後4時30分まで(必着)

※なお、提出可能時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとします。

④ 提出方法

事務局(下記)へ直接持参にて提出してください。郵送・電子メール等での提出は不可とします。

⑤ 提出先

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56-2

南三陸町総務課

連絡先(電話) 0226-46-1370

(FAX) 0226-46-5348

電子メール kanzai@town.minamisanriku.miyagi.jp

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問については、様式第2号「質問書」を提出してください。口頭による質問は受けません。

① 提出期限

平成26年12月4日(水)午後4時30分まで(必着)

② 提出方法

前項⑤の提出先宛てにFAXで提出してください。また、電子メールでの提出も可とします。

なお、FAX送付後及び電子メール送信後、電話による確認連絡をお願いします。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成26年12月8日(月)午後4時30分までにFAX又は電子メールにて全参加申込事業者に対し回答します。なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなします。

7 提案書の提出書類及び提出期限等

提案書の提出については、次のとおりとします。

(1) 提出書類

提出書類名	内 容	書 式
業務提案書（表紙）	① 商号、代表者氏名 他 ② 連絡先	様式 1
会社（業務）概要等	① 会社（法人・個人）の状況 ・名称 ・代表者名 ・所在地 ② 開設する事業所の概要 ・名称 ・代表者名 ・所在地 ③ 業務等の状況 ・従業者の内容等	様式 2 - 1
	④ 開設実績 ・過去 10 年間の実績	様式 2 - 2
	⑤ 業務担当者の経歴と業務実績 ・総括責任者の経歴等 ・主任者の経歴等	様式 3
	⑥ 経営計画 ・資金計画 ・収支計画	様式 4
	⑦ 運営計画 ・組織 ・人員確保・配置 ・薬剤調達 ・危機管理 ・患者対応 ・個人情報保護	様式 5
	⑧ 施設計画 ・施設整備の考え方 ・工事概要書 ・建物建築計画（付帯設備含む） ・開局までのスケジュール	様式 6
	開設に当たりの提案	① 地域性を考慮した薬局運営及び管理業務計画 ② 患者に対する利便性の確保 ③ その他、特に提案したい事項

(2) 提出期限

平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 4 時 30 分まで（必着）

(3) 提出方法

提案書は 1 案のみとし、直接持参にて提出してください。その他の方法での提出（郵送、FAX、電子メール等）は不可とします。また、提出できる時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとします。

(4) 提出物の形態及び部数

- ① 提案書の正本表紙には、社名及び代表者名を記載し押印すること。また、副本には会社名が判別できないよう、全ページにおいて社名等の記載は行わないこと。
- ② 提出書類は、原則 A4 版・縦型・横書・左綴じで作成してください。なお、構成図等の場合には A4 版・横書でも構いません。ほかに添付する資料も A4 版に統一してください。
- ③ 提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(5) 提案のための費用負担

提案書類等の作成・提出等プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

(6) 南三陸町からの疑義照会

提出のあった提案書の内容について、必要に応じて、南三陸町から疑義照会や追加資料の提出要求等を行うことがあります。

(7) 提案書の取り扱い

- ① 提案書類について提出後の追加及び変更は認めません。
- ② 提出された提案書等は、一切返却いたしません。
- ③ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合があります。
- ④ 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないものとしますが、南三陸町情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性があります。したがって、企業秘密など、公開されることにより提案事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずるものとします。

8 事業者の選定

(1) 選定委員会

事業者の選定は、「南三陸町病院院外薬局開設事業候補者審査委員会（以下「委員会」という）において行うものとします。

(2) 審査基準

審査の基準等については、委員会が定めるものとします。

(3) プレゼンテーション

提出のあった書類等に基づいてプレゼンテーションを行っていただきます。

開催日：平成27年1月中旬 ※詳細については、対象者に別途通知します。所要時間（質疑応答時間含む）は1事業者30分程度を予定しています。

(4) 事業者候補者の選定

提案書及びプレゼンテーション内容について、基準に基づき審査を行い、最も評価が高かった者を事業者の第一候補者に選定します。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、決定次第速やかに提案者全員に文書で通知します。ただし、審査結果についての問い合わせには一切応じません。

9 失格事項

提出書類、添付書類に虚偽又は重大な過失があったときは失格とします。

10 契約方法

第一候補者と契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結する予定です。なお、第一候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行いません。

契約手続き及び契約書は、南三陸町財務規則の定めるところによります。また、南三陸町は、契約締結後においても事業者の本要領における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。